

水道料金について

令和元年10月使用分から

1. 水道料金(2か月分)の使用月・検針月・納入月は次のとおりです。

使用月	4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月	
検針月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	の月初め
納入月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	の末日

2. 裏面の早見表は2か月分の計算で、消費税10%を含んだ金額となります。

3. 装置料金(基本料金)は、給水管の口径により次のとおりです。

給水口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
金額	2,574.00 円	3,784.00 円	10,945.00 円	26,114.00 円	38,258.00 円	89,254.00 円

4. 従量料金(使用料金)は次のとおりです。(2か月)

使用水量	1～20 ^m	21～60 ^m	61～200 ^m	201 ^m 以上
1 ^m あたり金額	69.30 円	201.30 円	262.90 円	269.50 円

5. 装置料金(基本料金)と従量料金(使用料金)を合計し、1円未満の端数を切り捨てした金額が実際の水道料金となります。

6. 一般家庭の給水口径はほとんどが13mmです。

7. 早見表による料金計算方法

(例)

◎13mmで2か月30^m使用の場合

装置料金…… 早見表から = 2,574.00 円

従量料金…… 早見表30^m = 3,399.00 円

計 = 5,973.00 円

(1円未満端数切捨て) ≒ 5,973 円

8. 早見表によらない又は早見表にない場合の料金計算方法

(例)

◎40mmで2か月 230 ^m使用の場合

装置料金…… 上記「3.」の給水口径から = 26,114.00 円 (a) (給水口径40mm)

従量料金…… 上記「4.」の使用水量から

20 ^m × 69.30 円 = 1,386.00 円 (b) (1～20^m:20)

40 ^m × 201.30 円 = 8,052.00 円 (c) (21～60^m:60-20=40)

140 ^m × 262.90 円 = 36,806.00 円 (d) (61～200^m:200-60=140)

30 ^m × 269.50 円 = 8,085.00 円 (e) (201^m～:使用数量-200)

230 ^m = 80,443.00 円 (f)=(a)+(b)+(c)+(d)+(e)

(1円未満端数切捨て) ≒ 80,443 円 (g)≒(f)

山ノ内町公営企業

山ノ内町 建設水道課 電話 33-3114

量水器故障に関するお問い合わせ先 上水道係
水道料金に関するお問い合わせ先 水道管理係